

琉球大学学術リポジトリ

「所有と機能の分離」と協同組合

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学国際地域創造学部 公開日: 2024-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高畑, 明尚 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002020280

「所有と機能の分離」と協同組合

高畑 明尚

- 1 はじめに ー問題の所在ー
- 2 現代企業における「所有と機能の分離」
- 3 企業の「機能」において労働者に求められること
- 4 協同組合における「所有と機能の一致」の求めること ーむすびにかえてー

1 はじめに ー問題の所在ー

日本において労働者協同組合法が制定され、2022年10月より施行されることになった。また、同年9月の協同組合学会では、それが大会の共通論題として取り上げられた⁽¹⁾。

この法律が注目されるのは、準則主義であることはもとより、協同組合の側が主導してできたものであるという面が大きい⁽²⁾が、その立役者であるワーカーズコープでは、「出資と経営と労働の三位一体」⁽³⁾こそ、ワーカーズコープを象徴するものであると説明されてきた。

この「出資と経営と労働の三位一体」を「所有と経営と労働の一致」と読み替えて、これを分解すれば、一つは、「所有と経営の一致」となる。これは、従来、経営学などで現代企業の本質の一つとされてきた「所有と経営の分離」が解決または克服されたことを示すものであるが、ここでの「経営」を管理労働のバリエーションであるとするならば、「経営」は労働の一環であり、したがって経営と労働が一致するのは当然のことである。したがって「分離」か「一致」かではなく、ここでは、企業の資本（金）⁽⁴⁾所有に対して「経営」も含めた労働のあり方が問われることになる。

すると、「出資と経営と労働の三位一体」とは「所有と労働の一致」を意味するものとなるが、それでは、「所有と労働が一致する」とはどういうことであろうか。

まず、形式的なことからすれば、一般に企業において労働者たち自らが属する企業の資本を所有するということが「所有と労働の一致」を指し示すとしても、労働と所有とは妥当する局面が異なるものであるということが言える。つまり、所有とは社会的かつ制度的な局面で妥当するものであり、労働は人間の心身の能力の支出または実現という局面で妥当するものである。そして、それらは同一の局面で妥当するものではなく、それらが「一致」していると言えるのは、第一に、労働者たちが活動の原資（企業で言えば資本金）の集団的所有者として法的に認められているという事態を表しているということではない。

とはいえ、現代資本主義社会を「物象化」⁽⁵⁾の社会と捉え、社会形成主体である人間個人から観た「疎外」⁽⁶⁾は「物象化」の裏面である⁽⁷⁾とすれば、「所有と労働の一致」こそ、

現代社会における人間の「疎外」を克服し、資本という現代の社会編成原理の物象的能動性を克服するための重要な契機であるということはこれまでも論及されてきた⁽⁸⁾ ことであり、この論点を考察するためには、より普遍的な問題場面として、ワーカーズコープを含めた現代企業における「所有と労働の分離」を検討する必要がある。そこで本稿では、有井行夫氏の分析⁽⁹⁾ を参考にして、株式会社の「所有と機能の分離」に関するマルクスの著述を検討することにする。

なお本稿では、この「所有と機能の分離」を、所有と労働との局面の相違を明らかにするものであるだけでなく、さらにはマルクスの問題にした株式会社と協同組合とに留まらずに、協同組合を含めた現代企業一般の構造と問題点、さらにはこれからの社会に向けての展望を示すものであるものと捉える。

これにより、現代企業における労働の本質と課題、そして展望とを捉えることができるのであり、この課題は、労働組織における管理労働とそれ以外の労働とをどう統一または統合させていくのかという問題、つまりは、テイラー・システム⁽¹⁰⁾ 以来の、現代社会における労働や企業をどのように形作るのかという、具体的で実践的な課題へと展開することができる。そしてそこから、ワーカーズコープなどの協同組合における「所有と労働の一致」を目指す場合の課題も浮かび上がってくるものと考ええる。

言い換えれば、労働する者たちが資（本）金を持ち寄りそれを協同の所有対象としたとしても、この（形態としては協同組合の場合もある）企業において、労働のあり方が問われないかぎり、事業の継続が第一となり、それを起点として資本という社会編成原理に取り込まれていくことになり、労働者は（所有者であるにもかかわらず）ここでも疎外されるということもまた、論理的には可能なものとして導き出せるのである⁽¹¹⁾。

したがって、この論点を踏まえ協同組合の将来を展望することは、協同組合主義に陥らずに、新自由主義後の新しい社会へ向けての歩みの中で協同組合が果たすべき役割や機能を明らかにするものであると考えられる。これが本稿の問題意識である。

2 現代企業における「所有と機能の分離」

さて、現代社会において企業は、個人企業、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社などという形態を取り、発展してきた。

このうち最も発達した形態は株式会社であり、諸契機が未分化な形態が個人企業である。協同組合なども、企業形態として観れば、この諸形態に並ぶものとなる。

株式会社は、株と交換に資本金を拠出する株主たちが総会として意思決定を行い、資本金の総体を所有し企業を代表するものとして法人格が立てられ、経営者を含めた労働者（組織）が資本金を資本（不断に増殖を求め運動する価値の総体）として機能させるべく生産や流通などの事業を展開させる。

この構造を指して、経営学などでは、株式会社においては「所有と経営」は「分離」していると言われてきた。とはいえ、「所有と経営の分離」として問題とされている事態が、企業形態の一つである協同組合に提起するものはないのであろうか。

とくに、ワーカーズコープが自らにおける「所有と労働と経営の一致」を前提している

ことに鑑みれば、「所有と経営」、つまりは「所有と労働」は「分離」ではなく「一致」すれば良いのか、その一致とはどういうことを指すのかということが協同組合においても改めて問われるべきであろう。

そこで、現代の企業における「所有と労働との一致」を考えるために、まずは「所有と機能の分離」について、それらの契機を、企業の発達した形態である株式会社において検討することにする。なお、本稿では、この作業の導きの糸として、マルクスと有井氏の所説に注目することにする。

まず、一般的に言えるのは、株式会社においても所有と労働とは別々の契機であるということである。そして株式会社においては、所有は株主(総会)ならびに法人格の持つものであり、労働は労働者(組織)が行うものである。

ここでは経営者は、実際の企業活動においてどのように振るまおうとも、企業を構成する資格においては無所有であり、たとえばオーナー社長と言われる存在は所有者という資格と経営者という役割とを兼務しているにすぎない⁽¹²⁾。この観点からすれば、経営者もまた、労働者であり、労働組織の一員である。

これに対して、株式会社における所有の契機について、マルクスは、この様に述べている。「資本家は二重に存在する。法律的にと経済的にである。」⁽¹³⁾

この二重の資本家契機(形態)に対しては、さらに「一方は資本の法律的な所有者であり、他方は、彼が資本を充用しているかぎり、経済的な所有者である」⁽¹⁴⁾と述べている。

ここで注意すべきは、所有とは法的意思的で制度的なものであり、マルクスの述べる「経済的な所有者」とは、あくまで所有という契機において、所有以外の内容をもたないもの(法律的所有)に対して対照的に「経済的」という形容詞を付けているということである。

この点を有井氏は、「まさに機能資本家の所有は物権であり、当該生産過程にたいする排他的かつ統一的な支配の『権原』である」⁽¹⁵⁾と言及している⁽¹⁶⁾。

ここでの機能資本家は、貨幣資本家が提供する資本金を資本(不断に増殖を求め運動する価値の総体)として機能させる契機であり、他方で資本家としては株式会社の所有契機を貨幣資本家と共に担う存在である⁽¹⁷⁾。

これに対して、資本金を資本として機能させる行為を担うのは、株式会社においては経営者を含む労働組織であり、その総体を構成する個々の労働者である。

こうした、機能資本家と労働者との関係について、有井氏はこう述べている。「資本関係を存立させているのは、『生産手段が、労働者にたいして fremd な所有として対立すること』である。」⁽¹⁸⁾「労働の側にとって…これが所有者自身の額に汗する自己労働の所産であるか、詐欺瞞着の成果であるか、また、自己資本であるか、借入資本であるか、その『権原』の由来を問うところではなく、『対立』におかれた労働のみが、全関係の原因であり、この労働自身が『fremd な所有』を内容的に産出し、『対立』そのものを再生産しているのである。」⁽¹⁹⁾

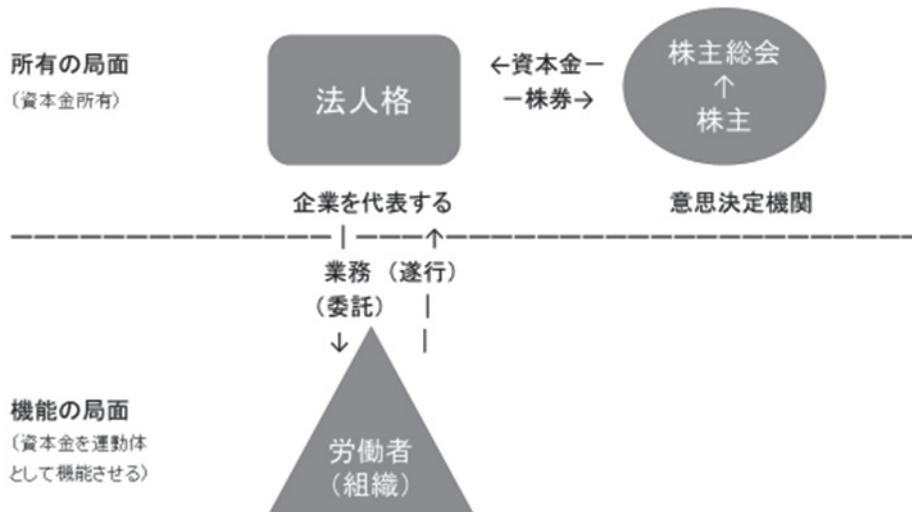
そしてこのように、「生産手段が、マネジャーから最下級の賃労働者に至るまでのすべてを含む現実の生産者に対して他人の所有として疎外され、対立することから生じる」⁽²⁰⁾

のが、株式会社に代表される企業形態における機能資本家という契機（形態）である。

こうした、機能資本家という契機（形態）をめぐる事態と、機能資本家に対する貨幣資本家の関係性とを合わせて、マルクスはつぎのように述べている。すなわち、「一方では、単なる資本所有者である貨幣資本家に機能資本家が相対し、信用の発展につれてこの貨幣資本そのものが社会的な性格をもつようになり、銀行に集中されて、もはやその直接の所有者からではなく銀行から貸し出されるようになることによって、また、他方では、借入れによってであろうとその他の方法によってであろうとどんな権原によっても資本の所有者ではない単なる管理人が、機能資本家そのものに属するすべての実質的な機能を行なうことによって、残るのはただ機能者だけになり、資本家はよけいな人物として生産過程から消えてしまうのである。」⁽²¹⁾

以上の内容を図式化すると、このように表せるであろう（図1参照）。

図1 株式会社ににおける2つの資本家契機と労働者（組織）



ここでは、「現実に機能している資本家が（他人の資本の）たんなるマネジャー（管理人—本稿筆者）に転化し、資本所有者は単なる所有者、単なる貨幣資本家に転化する」⁽²²⁾ のであり、「この（貨幣資本家による—本稿筆者）資本所有が現実の再生産過程での機能から分離されることは、（マネジャーの）機能が（機能資本家の—本稿筆者）資本所有から分離されるのとまったく同様である。」⁽²³⁾

ここにおいて、「機能資本家においてもその本質的な役割は、生産における対立を媒介する独自の人格として存在することではない。」⁽²⁴⁾ 「一般的に労働者を生産手段および生活手段から排斥するという事態にたいして、当該資本の生産過程に対象的諸条件を積極的に結集し、単一の領域にまとめあげ、統一的な姿態を維持しつつ労働に対立的に主体化し、現実に労働を搾取すること…こちらの事態を社会的に妥当させる社会的な主体形式、これが機能資本家という独自の人格である」⁽²⁵⁾ が、これに対して、「借入れによってであろうとその他の方法によってであろうとどんな権原によっても資本を占有していない単なる管理人」⁽²⁶⁾ が「機能資本家としての機能資本家に属するすべての実質的な機能をおこ

なう」のであり、この管理人の行う機能を、経営者を含む労働者組織が果たすのである。

すると、ここで問題となるのは、つぎの二つのことである。

その一つは、マルクスが「どんな権原によっても資本を占有していない単なる管理人」と呼ぶ労働者（または、その集団）が資本を現実に機能させるということの意味であり、それが社会的歴史的に何を果たそうとしているのかということである。

というのも、社会的企業やESG投資、さらにはSDGsの隆盛⁽²⁷⁾に照らし合わせれば、この「機能」とは、たんに資本の価値増殖を進めることに留まらないと考えることができるからである。

その上で、もう一つは、ワーカーズコープのように労働者が組織として自ら機能させる資本の所有者になるということである。

これまで検討してきたように、株式会社に代表される現代の企業において範疇としての機能資本家が自己資本非所有でありながら所有主体として企業の構造の中に位置するものであるのであれば、その機能資本家から資本を機能させることを委託され、生産手段その他を対象として生産行為に従事する労働者たちは、その諸手段との関係において所有という契機は要件とはならない。

にもかかわらず「所有と労働を一致」させるというのであれば、労働者が自ら所有するということの意義と内容とが問われるのである。

なぜなら、「機能資本家からの機能の分離」は、「かならずしも株式会社形態を前提しなくても可能な…『分離』であり」⁽²⁸⁾、それゆえワーカーズコープに代表される労働者協同組合においても、その「分離」と、それに対する「一致」、すなわち「所有と労働の一致」とが、資本（主義）という社会システムに照らして問題となるのである。

ここから敷衍できるのは、マルクスの言う「生産手段が、管理人から最下級の労働者にいたるまでのすべてをふくむ現実の生産者にたいして、他人の所有として疎外され、対立すること」⁽²⁹⁾は、労働者（組織）が自らの企業の資本金を所有すれば、解消されるのであろうかという問題である。

また、同時に、株式会社では貨幣資本家が象徴する「労働に対する対象的富の対立的な社会的規定性」⁽³⁰⁾が、この場合には解消されているのかということも問われている。

というのも、「株式会社では、機能は資本所有から分離されており、したがってまた、労働も生産手段と剰余労働との所有からまったく分離されている。」⁽³¹⁾にもかかわらず、個々の株式会社（など諸企業）は、資本としては、それぞれの利潤追求に迫られており、公共性や社会的な価値の追求は、そのための手段として位置しているからである。

はたして、資本主義社会に存在する企業において、労働者が企業の資本を所有すれば、直ちに、上述したようなことを解消することになるのであろうか。

3 企業の「機能」において労働者に求められること

以上のような株式会社における資本家契機（形態）の分裂と対立、および労働者（組織）の位置付けからは、つぎのことが導き出せる。

まず、第一に、労働者は、所有の資格においては無所有であっても、会社（企業）の資

本金を資本として機能させる事実行為を行う主体であり、大きな括りで会社（企業）の方針や人事などを決定する株主総会とは異なり、自らの能力と意思とによって個々の企業活動とその総体の内容を構成し実現していくものである。

つまり、株主総会においてどのような決定がなされようとも、企業活動の内容を事実行為において決定し実行し実現していくのは労働者（総体）の方であり、労働者（総体）が、資本所有の有無とは関係なく、当該企業（会社）をどのようなものにするのか、どのようにして社会貢献するのか、どのように社会や経済の変化に対応するのかなどを、企業活動の実際において形作り実現するのである⁽³²⁾。

とはいえ、個々の労働者が自らの賃金や雇用のみこだわらず、自らの労働（企業の一員としての活動・行為）が社会の中でもつ意味や社会的生産体系に占める位置について理解も配慮も創造性の発揮も行わない場合には、自らの労働力が実現される生産力は社会と人間と自然に対して破壊的であったり、その変化や成長を制約するものとなる⁽³³⁾⁽³⁴⁾。

それゆに、第二に、個々の労働者の行為や活動自体が、企業（会社）のマネジメント（経営）を形作るものであり、いわゆる経営者のみが企業（会社）を経営するのではないということである。

この点は、すでに100年前に産み出され、現代の企業の構成、人びとの労働の仕方や生活の仕方などにもいまだ支配的な影響を与えているテイラー・システム⁽³⁵⁾においても、経営というものの実態が管理労働として労働の一環に位置付けて設計されていた⁽³⁶⁾ことから理解できることである。

企業（会社）が資本であり、「不断に増殖を求め運動する価値の総体」であるからこそ、その運動である企業活動の総体において、その都度、各局面において、マネジメント（経営）の総体は対象や状況との個別の相互作用の中で変容していくものであり、また企業の存続や価値の増殖のためには、変容させねばならない。いわゆる経営者のみが経営するというのは、責任の所在を追求する意識や場面設定の中で妥当するものである。

さらに言えば、利潤率の低下に言及される⁽³⁷⁾ 今日では、労働者（組織）総体が企業マネジメントの主体であるということが、たとえば企業の「パーパス」として社会的に流布している⁽³⁸⁾。

以上のように、現代の労働者たちは、社会的生産力の一環である企業のどこかに位置することで自らの社会的な存在を確認・実現し、賃金など、そこから得られるもので自らの私的な存在を維持させるということに留まらずに、自らが社会形成主体となる上で、自らと社会や企業との連関における（商品の生産と流通などの）様々な循環に責任と権原とを有することを認識し、それらを実現していくことが、求められているのである⁽³⁹⁾。

4 協同組合における「所有と機能の一致」の求めること —むすびにかえて—

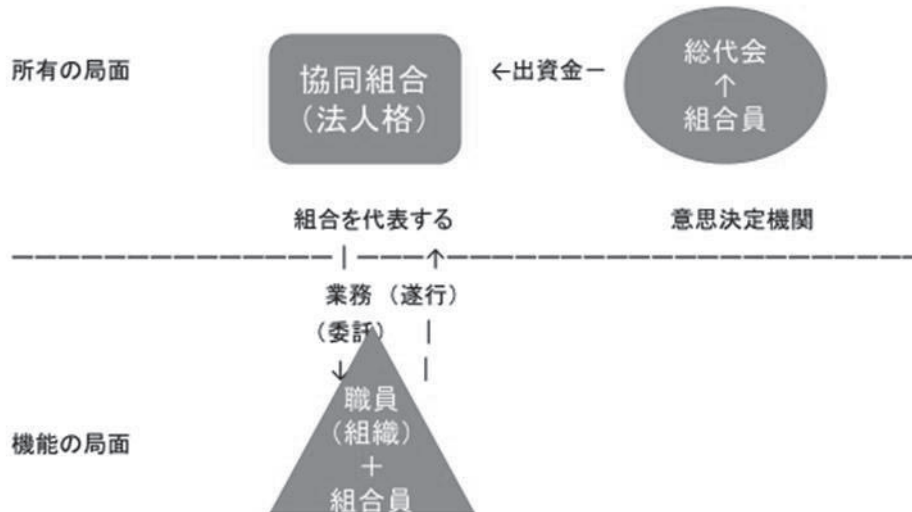
さて、多種多様に渡る協同組合について、前章までで検討したことを、ここで詳細に検証することはできない。

とはいえ、株式会社における、つまりは現代企業における「所有と機能の分離」から読み取ることのできることは、幾つかある。

たとえば農業協同組合では、株式会社における貨幣資本家の場所に位置付くのが個々の農家であるが、個々の農家は独立した生産者であり、協同組合の事業に対しても、マルクスの言う「たんなる資本所有者」ではない。

これに対して、組合従事者（総体）は株式会社における労働者（組織）の場所に位置付くが、この場合には株式会社における労働者（組織）とは異なり、組合を機能させる上では所有者である組合員と協働することが求められる構成となっている（図2参照）。

図2 協同組合における組合員と職員（組織）



それゆえにここでは、組合員同士の意思決定における民主主義⁽⁴⁰⁾や、組合を機能させる上での組合員と従事者との組合マネジメントにおける協働のあり方が問題となる。

同様に、生活協同組合においても、出資金を拠出する組合員（総体）と従事者（総体）とが協働して組合をマネジメントすることや組合員同士の意思決定の場における民主主義の実践が問題となる。

それゆえに、協同組合の「機能」の（協同所有者である組合員から観た）他者性は、組合員（総体）と協同組合内の業務遂行機関との関係においては明白であり、この他者性を前提として組合員（総体）は「所有と機能の一致」を追求することになる⁽⁴¹⁾。

とはいえ、こうした形態を取る協同組合においても、マルクスの株式会社論と対照すれば、意思決定機関である総代会が形骸化されることや、業務遂行における組合員の果たす機能の低下や権限の弱化などは懸念されることであり、上述のように、組合員同士の民主主義や組合員（総体）と従事者との協働のあり方は常に問われることになる⁽⁴²⁾。

また、ここでは、協同組合を通して社会的な生産や流通を進める上で、組合員（総体）に対して、株式会社における貨幣資本家に相当する所有者の契機と、機能の契機に相当する組合員の活動や労働とが対立的なものとなるかどうか、つまりは組合員の自己疎外が生じるかどうかポイントとなる⁽⁴³⁾。

そして、協同組合においては、以上のような農業協同組合や生活協同組合などの「利用協同組合」に対して、「組合員が生産者（自作農、小生産者、商業者等）であるものと非生

産者（労働者・市民、失業者、難民等）であるものの両者が含まれる」「生産協同組合」⁽⁴⁴⁾が分類される⁽⁴⁵⁾。

さらに、この生産協同組合には、炭鉱離職者などの転職の受け皿として、また、従業員が倒産企業を再建する手段として、あるいは、高齢者などが就労機会を確保するための「企業組合」⁽⁴⁶⁾が含まれており、樋口兼次氏の分類に従えば、アメリカやイギリスのワーカーズ・コレクティブも、ここに含まれることになる⁽⁴⁷⁾。

さて、ワーカーズコープ（労働者協同組合）では、組合員自身が組合を機能させる労働者でもある。また、各組合には協同所有者ではない従事者もいる。

そしてここでも、「出資と経営と労働の一致」、すなわち「所有と労働の一致」は、組合を所有する契機と組合を機能させる契機とが分離している上での「一致」であり、「一致」が直ちに分離を克服した状態を示すものではなく、企業形態上は別々の契機であることを前提として、それらの「対立」の有無が問題となる。言い換えれば、組合の意思決定機能における民主主義、および事業を行う労働における民主主義、さらには意思決定と労働とがどのように統一⁽⁴⁸⁾されるのかが問われることになる。

この点と関わることとして、樋口氏は、労働者協同組合法の原案である『協同労働法案』の基本構造は企業組合とほとんど異ならない⁽⁴⁹⁾にもかかわらず、組合員との間で労働契約を締結する⁽⁵⁰⁾ことや、労働契約の締結を要しない従事組合員を相当程度容認することができるようになってきている⁽⁵¹⁾こと、企業組合や他の生産協同組合においては認められてない「連合会」が規定されている⁽⁵²⁾こと、組織体を構成する（主体たるべき）個人が労働者（等）とは限定されずに「個人」と規定されていることなどの問題点を指摘している⁽⁵³⁾。

すでに拙稿「生活協同組合の存在構造」において指摘したように、協同組合が企業形態の一つであるかぎり、この形態を取るということだけでは、そこに組合員の理想や理念は実現されることにはならず、むしろ資本主義社会の企業の形態として組織の存続や事業規模の拡大を第一に目指すことになれば、組合員や従事者の組合からの、そして協同組合運動や個々の組合内の労働からの疎外（自己疎外）を引き起こすことにもなりうるのである⁽⁵⁴⁾。

さらに、本稿での検討からすれば、組合員（総体）に属する所有は「社会的所有」の対象でもまたあり、この「所有」を規定するものは組合内部だけに位置するものではない⁽⁵⁵⁾こともまた重要である。

そして、この協同組合において（株式会社の貨幣資本の位置に相当する所有である）「社会的所有」は、個々の組合内の労働者（従事者または組合員）に対立しうるものであり、組合内部における労働に対して他者性を有するのである⁽⁵⁶⁾。

それゆえに、「社会的所有」が対立性を解消した社会的な所有とはなっていないかぎり、（協同組合を含む）個別の企業においては、「所有と労働の一致」は、労働者が同時に所有者でもあるというだけであって、それだけでは、「所有と機能の分離」を克服したのではなく、この「所有」と「機能」または「労働」は、企業の内部における位置付けとしては別個のものであり、その実情次第で対立性は顕在化または激化しうる。

とはいえ、協同組合もまた「通過点」であり、したがって「所有と機能の分離」、すな

わち「所有の労働からの分離」を批判する社会的形態であるならば、それは、「非資本そのものとして措定された労働」、つまり、「あらゆる労働手段と労働対象から、つまり労働の全客体性から切り離された労働」⁽⁵⁷⁾を、「あらゆる客体性を欠いた」ゆえに純然たる「主体的」なものでしかありえず「絶対的な貧困」⁽⁵⁸⁾に陥っている状態から救い出すこともできるのである。

ここでの「絶対的貧困」とは、OECDなどの規定とは異なり、資本主義社会とそれを産出し構成する主体である人間との関係を指し示している⁽⁵⁹⁾。すなわち、封建制から資本主義へと社会システムが転換するに当たり、封建共同体に生きていた諸々の人間が、自分たちが生きて活動するための生活や生産の諸手段、社会的共同手段⁽⁶⁰⁾、それらと関わり形成されていた人間関係などから切り離され賃労働者となり、賃金（貨幣）と引き換えにしか生活手段を取得できないことを意味している。

それゆえ、協同組合における組合員の所有は、自らがこの生産手段や生活手段、社会的共同手段を取得し、それによって社会関係資本⁽⁶¹⁾を形成し、それを通して文化や人間性を醸成していく⁽⁶²⁾ことをもたらす契機となるものである。

そして、これこそまさに「絶対的貧困」の克服のための一つのプロセスであり、資本主義社会に生きる人間の疎外を克服する契機となる。

それゆえ、広く現代社会のシステム（の転換）という観点に立てば、協同組合においても、協同組合という形式（企業形態）それ自体が重要なのではなく、（協同）所有者としては、従事者や組合員自らの労働の他者性を看過することなく、生活協同組合などの組合においては消費者として生活諸手段の協同と共同生活手段の構築を通して、労働者協同組合などにおける労働者としては、自らの労働をどのようにマネジメントするのか、「新たな生産様式」⁽⁶³⁾に向けての労働とはどのようなものかということを開発し経験していくこと⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾において、市民や地域住民との課題や問題の共有⁽⁶⁶⁾と解決に向けての連帯が重要な契機となると考えられる。

以上

注

1 <https://www.coopstudies.com/%E7%A7%8B%E5%AD%A3%E5%A4%A7%E4%BC%9A2022/>

2 田嶋康利「労協法施行を契機に、労働の価値意識の転換を促す運動を地域からつくる一働く者・市民が連帯と協同の新たな時代を拓く主体者にー」（協同総合研究所『協同の発見』第358号，2022年9月，4ページ。）などを参照。

3 協同総合研究所『ワーカーズコープ 協同ではたらくガイドブッカー入門編ー』（2019年9月），12ページ。なお、樋口兼次氏も、より広くワーカーズ・コレクティブについて、「生産協同組合」であり、「労働・出資・支配が三位一体となった働く人々による集団所有 ... の事業体である」（樋口兼次『日本の労働者生産協同組合のあゆみ』，時潮社，2020年，5ページ。）と述べている。なお、ここでは、前者の「経営」と後者の「支配」との違いは問題とはしないで論を進めることにする。

4 本稿において（）は、日本語としての補い、または言い換えを示すものとして使う。

5 「物象の能動性は、認識にたいする自立性（＝『意識の物象化』）ではなく、存在における自立性（＝『生産諸関係の物象化』）である。」（有井行夫「ヘーゲルの思惟とマルクスの労働」，有井行夫・長島隆編『現代認識とヘーゲル＝マルクス』，青木書店，1995年，51ページ。）

6 「疎外された労働は、自己活動を、手段にまで格下げすることによって、人間の類的生活を人間の肉体的生存の手段にしてしまう。」（マルクス『パリ手稿ー経済学・哲学・社会主義ー』，山中隆次訳，御茶の水書房，2005年，83頁ページ。）

7 たとえば、「ルカーチは、労働過程の分業化・合理化のなかに、労働者と労働生産物全体との『統一的』・『有機的』関係の断絶を見出し、そこにおいても、合理化・機械体系の法則が人間を支配するものとして、人間に対立するものとしてあわられる『物象化』を確認し、それが主体に対して『疎外』として作用する、と考察する」（永井務「ポスト・モダン

- における時間—空間論—物象化と分裂症・鬱病—, 永井務・福山隆夫・長島隆編『物象化と近代主体』, 創風社, 1991年, 21ページ。)など。
- 8 たとえば、中久保邦夫「協同組合セクターの系譜」, 富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実—参加型社会システムを求めて—』(日本経済評論社, 1997年)などを参照。
- 9 本稿では主として、有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』(青木書店, 1991年)を参照している。
- 10 F・W・テラー『科学的管理法<新版>』(上野陽一訳, 産業能率大学出版部, 1969年)を参照。
- 11 こうしたことは、すでに、拙稿「生活協同組合の構造—資本説と運動体説との統一的観点に立って—」(駒澤大学『北海道教養部論集』第6号, 1991年10月)において検討している。
- 12 「資本の充用者は、自分の資本で事業をする場合にも、二人の人(格一本稿筆者)に、すなわち資本の単なる所有者と資本の充用者とは、分裂するのである。」(Marx,K., *Das Kapital Dritter Band Buch. III*, Berlin: Dietz Verlag, S.388. マルクス『資本論』第3巻第1分冊, 大内兵衛・細川嘉六監訳, 大月書店, 1968年, 470ページ。)
- 13 Marx,K., *Grundrisse der Kritik der politischen ökonomie*, Karl Marx – Friedrich Engels Gesamtausgabe II /3, Berlin: Diets Verlag, 1981, S.1457. なお、邦訳は、有井・前掲書の88頁を参照。
- 14 Ebenda, S.1506. 邦訳は有井・同上を参照。
- 15 有井・同上書, 89ページ。
- 16 これに対して貨幣資本家は、「対象的富の対立的な社会的規定性」を表す人格であり、貨幣資本家の「法律的所有」とは「実定法的には金銭債権」のことである。以上は、同上書の85～89ページを参照。
- 17 とはいえ、範疇的には機能資本家は自己資本非所有でなければならない。同上書の85頁および、マルクス『資本論』(前掲)の468ページを参照。
- 18 有井・前掲書, 86ページ。
- 19 同上。
- 20 大谷慎之介『資本主義的生産における信用の役割』(『資本論』第3部第27章)の草稿について—第3部第1稿から—(法政大学『経済志林』第52巻第3・4号, 1985年3月), 341ページ。なお、マルクス『資本論』(前掲)の557ページを参照。
- 21 マルクス『資本論』(前掲), 487ページ。
- 22 大谷・前掲論文, 341ページ。なお、マルクス『資本論』(前掲)の557ページを参照。
- 23 同上。
- 24 有井・前掲書, 92ページ。
- 25 同上書, 91ページ。
- 26 マルクス『資本論』(前掲), 487ページ。
- 27 これらについては、拙稿「現代民主主義としてのSDGs」(琉球大学『経済研究』第102号, 2022年3月)を参照されたい。
- 28 有井・前掲書, 68ページ。
- 29 同上書, 85ページ。なお、マルクス『資本論』(前掲)の557ページ参照。
- 30 大谷慎之介『利子生み資本』(『資本論』第3部第21章)の草稿について—第3部第1稿の第5章から—(法政大学『経済志林』第56巻第3号), 64ページ。なお、マルクス『資本論』(前掲)の444ページも参照。
- 31 マルクス『資本論』(前掲), 557ページ。
- 32 こうしたことは、現代資本主義社会から将来社会への「通過点」(同上。)に株式会社を位置づけるものである。
- 33 「監督や指揮が資本の対立的性格、資本の労働支配から発生するかぎりでは…この労働は、資本主義的体制のなかでも、すべての結合された社会的労働が個々の個人に特殊な労働として課する生産的な諸機能と直接に不可分に混ぜ合わされている。」(マルクス『資本論』(前掲), 484ページ。)
- 34 今日、この社会的生産力の本質または実現が社会的な問題となっていることは周知の通りである。さらに、社会的な生産力に社会や人間や自然に対する破壊的または制約的な性質を見るのは、気候変動や環境破壊に対する議論や運動においてだけでなく、アカデミックな観点でもある。この点に関しては、浅川雅己「生産力の発展と物質代謝の合理的規制」(経済理論学会第70回大会, 2022年10月)や、聴涛弘『<論争>地球限界時代とマルクスの「生産力」概念』(かもがわ出版, 2022年)などを参照。とはいえ、つぎのような指摘も重要である。「新しい世代のデザイナーたちが提案する製品は、未来の人工物が、人間の単なる道具ではなくなる可能性を示唆する。完全なる人工物であり、現実のサービスを提供する製品であるにもかかわらず、庭の植物のように、美しく、有用で、それ自身で外部を取り込み、代謝する。それらは、人間と他の生物と物質のあいだで、互いの廃棄物をエネルギー源として取り込み合う人工的な生態系を形成し、環境負荷の限りなく少ない状況を生み出そうとする。」(高橋洋介「バイオデザイナー—人新世における工学的救済—」, 川崎和也他編『SPECULATION—人間中心主義のデザインをこえて—』, ビー・エヌ・エス新社, 2019年, 298ページ。)なお、このような現代資本主義における社会的生産力の実在諸形態とその社会的展望とを考察したものとしては、拙稿「社会的生産力の発達とサステイナブルでオルタナティブな経済・社会—民主主義の現代的諸形態を検討し現代資本主義の提示する展望を見出す／SDGsを捉えるために—」(琉球大学『経済研究』第101号, 2021年9月)を参照されたい。
- 35 北欧に端を発する「フレキシキュリティ」や、「ワークライフバランス」という考え方、さらには、日本における今日的な高齢者雇用など、労働の単純化、標準化、断片化と、それらをつなぐにまとめ上げる(マニュアルを含めた)労働者組織の編成など、テイラー・システムの影響を受けたものは枚挙に暇がない。
- 36 たとえば、「頭脳的な仕事に属することは全部工場からとりきり、これを計画課または設計課にあつめてしまい、職長と組長とは実行的な仕事だけをさせる。計画室で計画した作業が、工場で迅速に実行されているかどうかをみていくのが、かれらの役目である。」(テラー・前掲書, 120～121ページ。)ここでは、「経営」者に属するとされる計画や

設計も、指揮監督も、労働過程を形成するもの、つまり労働であることが明瞭である。

37 水野和夫『終わりなき危機—君はグローバリゼーションの真実を見たか—』(日本経済新聞出版社, 2011年)などを参照。

38 「パーパスという言葉は、ビジネスの世界では企業や企業に属する個人の存在意義という意味合いで使われている。具体的には『社会の中で、企業が何のために存在しているか』『そのためにどのような事業を展開するのか』を示すものだ。」(日経ビジネス, 2022年1月20日, <https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00081/121300295/>)

39 すでに19世紀前半のフランスの労働者たちが、資本主義社会における労働者は自らが世界を産み出す(社会の)根源的産出主体であることに気づいていた。田崎英明氏によれば、当時のフランスの労働者バネは「労働者たちの知的能力」を「強調」し、「世界に秩序をもたらす、その起源としての主体的能力が帰属しているのが、自分たちであることに気づき始め」(田崎英明『夢の労働—労働の夢—フランス初期社会主義の経験—』, 青弓社, 1990年, 54ページ。)ていたのである。

40 「民主主義」を、(協同組合なども含めた)共同体の、構成メンバーによるマネジメントであるとする点については、拙稿「現代民主主義としてのSDGs」(前掲)を参照されたい。なお、「古代アテナイの民主主義は、権力の私物化と専制を防ぎ、共有のものとしてのポリスとそこでの自由を守るために、誕生し発展したのであった。」(藤井達夫『代表制民主主義はなぜ失敗したのか』, 集英社, 2021年, 94ページ。)そこでは、「市民のすべてが支配(政治)の担い手となった」(神谷秀之『市民自治創生史—古代ギリシャから現代—』, 公人の友社, 2021年, 10ページ。)

41 「協同組合工場...のような工場が示しているのは、物質的生産力とそれに対応する社会的生産形態とのある発展段階では、どのように自然的に一つの生産様式から新たな生産様式が発展し形成されてくるかということである。」(マルクス『資本論』(前掲), 561ページ。)

42 この点に関しても、拙稿「生活協同組合の存在構造」(前掲)を参照されたい。

43 安藤信雄氏は、実態としては総代選挙が10年行われていない生活協同組合の存在を指摘している。同「協同組合における『所有と経営の分離』と組合員参加」(日本協同組合学会第42回大会『報告レジュメ』, 2022年9月11日)を参照。

44 樋口・前掲書, 8ページ。

45 中小企業の観点からの分類としては、「組合の種類と主な事業」(山形県中小企業団体中央会, <https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/information/info7.html>)が参考になる。

46 以上、樋口・前掲書の151ページを参照。なお、樋口氏によれば、「日本には、出資・労働・経営の三位一体の非営利事業体である企業組合制度が1949年から...存在しており、協同組合制度の分類でいえば『生産協同組合』として協同組合の一翼を担ってきた。企業組合は、工業・商業・サービス部門で、農業組合法人、生産森林組合、漁業生産組合は農林水産業部門の生産協同組合をそれぞれ担ってきた」(樋口・前掲書, 180ページ。)であり、さらに、「企業組合」は、「協同組合原則で定められた生産協同組合であり、出資型の非営利事業体である。」(同上書, 181ページ。)

47 同上書, 193ページ参照。

48 この「統一」は、かつて生産力論争で論点となった「構想と実行の一致」と重なるものと考えられる。この「構想と実行の一致」については中村静治『新版・技術論論争史』(創風社, 1998年)を、その不一致こそ現代資本主義におけるテイラー・システムの実現であることについては、H・ブレイヴアマン『労働と独占資本』(富沢賢治訳, 岩波書店, 1978年)および、その今日的バリエーションとして、デヴィッド・グレーバー『ブルシット・ジョブ—クソどうでもいい仕事の理論—』(酒井隆史・芳賀達彦・森田和樹訳, 岩波書店, 2020年)を参照。

49 樋口・前掲書, 179ページ。

50 同上書, 183ページ。

51 同上書, 184ページ。なお、施行される法律では、「事業に従事する者の四分の三以上は、組合員でなければならない」(第8条第2項)として、それまでの従事組合員という契機(形態)から「組合員」という規定が外されている。

52 ワーカーズコープの側は、逆に、連合会が設立できないことが企業組合の問題点であるとしている。とはいえ、評価軸は、その連合会がどのように機能するか、言い換えれば各組合あるいは各事業所との関係はどのようなものになるかということであると、本稿では考える。この点に関しては、協同労働フォーラム『ワーカーズ法制化—市民による地域づくりの時代へ—』(2018年4月8日)の10ページを参照。

53 同上書, 185ページ。

54 この点に関しても、拙稿「生活協同組合の存在構造」(前掲)を参照されたい。なお、労働者が同時に所有者でもあることは、直ちに労働疎外を解決するものではないことは、ドイツの共同決定法における経緯からも了解できるであろう。たとえば、「制度としての共同決定は、効率削減的な資源配分ミスも、効率増進的な生産性・協調的効果も生む」(中村義寿「ドイツ共同決定—歴史と展望—」, 『名古屋学院大学論集—社会科学篇—』第47巻第2号, 2010年10月, 3ページ。)ものであった。ここに、自分たちのものとしての生産過程においても、労働者にとっての「対立」と労働疎外とを読み取ることが可能である。

55 島村博氏は、自らが提案する定款案の論点として「公共性と協同性又は組合としての利益の促進使命とがトレード・オフの関係に置かれてはならないということ」(同「労働者協同組合の定款参考案」, 協同総合研究所『協同の発見』第358号, 2022年9月, 37ページ。)を挙げている。ただし、「公共性」と「協同性又は組合としての利益」との関係だけではなく、「協同性」と「組合としての利益」との関係も重要である。

56 たとえば、樋口氏は、労働者協同組法に対して、つぎのように述べている。「出資に対する増加持分や配当を拒否し組合に蓄積できる。」(同「労働者協同組合と企業組合等の共存・連帯に向けて」, 日本協同組合学会第42回大会『報告レジュメ』, 2022年9月11日)

57 Marx, K., Grundrisse der Kritik der politischen ökonomie, Karl Marx—Friedrich Engels Gesamtausgabe II /1,

Berlin: Diets Verlag, 1981, S.216. マルクス『資本論草稿集①』(資本論草稿集翻訳委員会訳, 大月書店, 1981年), 353 ページ。

58 Ebend, S217. 同上書, 354 ページ。

59 拙稿「子どもと演劇活動と地域再生ー『誰ひとり取り残さない』社会形成と社会包摂および『絶対的貧困』の克服／SDGsの実現のためにー」(琉球大学『経済研究』第100号, 2021年)の7ページを参照。

60 たとえば、宇沢弘文「社会的共通資本の考え方」(同『宇沢弘文の経済学ー社会的共通資本の論理ー』, 日本経済新聞出版社, 2015年)などを参照。

61 たとえば、稲葉陽二『ソーシャル・キャピタル入門ー孤立から絆へー』(中央公論社, 2011年)などを参照。なお、稲葉氏は、社会関係資本を「心の外部性を伴った信頼・規範・ネットワーク」(同上書, 27ページ。)と定義している。

62 公共的なものや社会的なもの共有を通して人間性が醸成されていくことに関しては、牧野篤氏のつぎの叙述が参考になる。すなわち、「人が皆の中で、皆と同じではなく、それぞれ異なるイメージや想像を持ち寄って、それを高め合う中で、一つの実体をつくりあげる、つまり自分というものを他者との『間』でつくりあげる」(同『社会づくりとしての学びー信頼を贈りあい、当事者性を復活する運動ー』, 東京大学出版会, 2018年, 89ページ。)というものである。

63 注41を参照されたい。

64 この点で言えば、働く者や事業主としての観点だけではなく、協同組合の産み出したものを消費するユーザーとの共有関係を問題としなければならない。また、「仕事おこし」や「協同労働」という生産のあり方だけではなく、その仕事(生産や流通など)の成果をユーザーと共有する仕方やユーザーという資格の(お互いの関係上の)位置づけも論点となろう。したがって、ワーカーズコープだけではなく生活協同組合や農業協同組合においても、一般消費者(地域住民)との間で地域課題や社会問題を共有しコミュニケーションを進めて行くことも重要である。

65 ヘーゲルも、『精神現象学』で個々人の経験や意識が社会の秩序(システム)を形成すること(意識経験の学)を、『大論理学』で(個々の)存在が人間と社会の理念や展望を含むこと(概念)を著している。これらのことについては、Hegel, G.W.F., *Phänomenologie des Geistes*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1970. ヘーゲル『精神の現象学』(金子武蔵訳, 岩波書店, 1971年~1979年)および、Hegel, G.W.F., *Wissenschaft der Logik*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1969. ヘーゲル『大論理学』(武市健人訳, 岩波書店, 1956年~1961年)を参照。

66 三浦一浩氏は、労働者協同組合法に対して、このような懸念を述べている。「誰もが自由につくれるとはいえ...逆に言えば、地域の多様な活動を支援するためには労働者協同組合に限定した支援は有効ではないのでは？」(同「市民が自由に協同組合をつくることのできる時代に向けてー労働者協同組合法が市民社会、協同組合にもたらすものー」, 日本協同組合学会第42回大会シンポジウム『コメントレジュメ』, 2022年9月10日)と。なお、この点に関しては、大高研道氏がつぎのことを求めている。すなわち、「(経済的)利益になりそうなニーズの種を見つけるのではなく、『声なき声』を聴く...『課題の連鎖』(問題の複合性・複雑性)へのまなざし」による「持続可能な活力ある地域・社会の実現」(同「労働者協同組合法と協同労働」, 日本協同組合学会第42回大会シンポジウム『報告レジュメ』, 2022年9月10日)である。注64も参照されたい。